

## グリーン調達ガイドライン（第5版）

### はじめに

21世紀は環境の世紀と言われており、環境との調和なしには継続的な発展は有り得ません。企業活動には、環境と調和した「循環型経済社会システム」を目指した取組みが強く求められています。ヤンマーグループは、環境に負荷を与えている製品を扱っていることを認識し、エネルギー技術の先駆者として、持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。「グループを挙げて環境経営に取り組むこと」「自主基準を設けて環境保全に取り組むこと」、「グループで総合的に環境保全活動を推進すること」「環境情報を社内外と積極的に共有すること」「事業活動で実効のある施策を計画継続実施すること」を行動指針として、環境を重視したものづくりと、環境に配慮した製品開発を進めています。

わたしたちの製品は、多くの取引先様から納入いただく部品・材料を使って生産することで生み出されています。したがって、生産活動の全ての段階で環境負荷の低減を図るためには、わたしたちだけの活動では十分とはいえ、購入する製品や部品・材料等を納入いただく取引先様の協力が不可欠です。

このような背景から、ヤンマーグループは、『環境に優しい製品づくりには、環境保全に対応した環境負荷の少ない資材の調達が必要かつ重要である』ため、積極的に『グリーン調達』の推進に取り組んでいます。ヤンマーは、取引先様と足並みを揃えて推進していきたい内容を『グリーン調達ガイドライン』としてまとめています。このたび「グリーン調達ガイドライン」を第5版とし大幅に改訂いたしました。ヤンマーグループの製品に関連する法規制物質一覧表を追加しています。本ガイドラインに記載のヤンマーグループ製品使用禁止環境負荷物質の不使用は、取引先様のご理解なくしては困難であることから、皆様と共同して推進していきたいと、ご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

ヤンマー株式会社

資材部長 北村 太郎

研究開発ユニット 研究開発マネジメント部 技術コンプライアンス部長 三上 哲正

### 目次

- 1 ヤンマーグループの環境保全の考え方・取組み
  - 1.1 ヤンマー地球環境憲章
  - 1.2 環境ビジョン(抜粋)
- 2 グリーン調達ガイドライン
  - 2.1 適用範囲
  - 2.2 グリーン調達の基準
  - 2.3 環境負荷物質の使用規制
- 3 改訂来歴
  - ・添付資料

## 1. ヤンマーグループの環境保全の考え方・取組み

### 1.1 ヤンマー地球環境憲章

#### (1)環境基本理念

ヤンマーグループは、グループとしての発展と地球環境保全との調和のとれた関係を構築することに努めることにより、社会の持続的発展に寄与します。

#### (2)環境行動指針(抜粋)

1. 環境保全への取組みをグループ経営の最重要課題のひとつとして捉え、グループを挙げて環境経営に取り組む。
2. 事業活動にあたり、事業所が立地する国、地域の法令、規則を遵守するのはもちろん、自主基準を設定して環境保全レベルの向上に努める。
3. グループ地球環境委員会において環境対応方針を策定し、グループ内に周知の上、総合的に環境保全活動を推進する。
4. 環境保全に関する情報を積極的に社内外に公開し、グループ会社、パートナーの理解と協力を求め、効率の良い環境保全活動を推進する。
5. 下記の分野において、実効のある施策を計画的、継続的に推進する。
  - (i)環境保全に寄与する技術の確立と環境負荷の小さい製品・サービスの提供
  - (ii)事業活動の各段階での環境負荷の低減
  - (iii)社外との連携、共生——>地域社会への貢献、環境情報の公開等
  - (iv)環境意識の向上——>社内環境教育、ライフスタイルの改革等

### 1.2 環境ビジョン(抜粋)

2020年度を目標として新たに「環境ビジョン 2020」をまとめ、ヤンマーグループの環境活動の方向性をまとめました。この環境ビジョンを達成すべく商品の環境負荷低減を推進して参ります。

#### 2020年 環境ビジョン

ヤンマーグループは、環境に負荷を与えている製品を扱っていることを認識し、エネルギー技術の先駆者として、持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。

1. 地球温暖化対策
  1. 省エネ、創エネ製品の創出やバイオマス燃料の利用拡大により地球温暖化ガス排出量削減に貢献します。又、既存商品については徹底的な効率向上を図ります。これにより、製品のライフサイクルにおける地球温暖化ガス排出量の平均 25%(1990年度比)削減を目指します。
  2. 事業活動における地球温暖化ガス排出量の 25%削減 (1990年度比)を目指します。
2. 資源循環型社会への貢献
  1. 事業活動における産業廃棄物の埋め立て処分量の削減を行います。
  2. 事業活動への投入資源に対するリサイクル資源投入率向上に取り組めます。
  3. 環境調和設計を行い、製品の 3R(リデュース、リユース、リサイクル)向上に取り組めます。

### 3. 環境負荷物質の削減・管理

1. 生産事業所における環境負荷物質の削減を行います。
2. 製品に使用される環境負荷物質をサプライチェーンの中で管理し、最新の環境負荷物質規制に適合した製品・サービスを提供します。

### 4. 生物多様性への取組

1. 自然と共存出来る事業活動に取り組みます。
2. 新たな製品・サービスの提供により、生態系の保全に貢献します。

## 2. グリーン調達ガイドライン

このガイドラインは、ヤンマーグループ地球環境憲章の精神に則って製品に係わる地球環境保全を推進するための指針を示すものです。

### 2.1 適用範囲

ヤンマーグループにおける商品及び、グループ内での生産活動を行うために購入する材料、製品、調剤材料・部品・製品の調達活動に適用します。

#### (1) 製品への適用範囲

1. ヤンマーグループ各社が設計・製造する製品。他社の製品を購入し、組込んで最終製品として販売する場合を含みます。
2. ヤンマーグループ各社が第三者に設計・製造を委託し、ヤンマーブランドで販売する製品
3. 販売促進用の製品(景品など一般の消費者に渡るもの)
4. 製品の包装材および輸送のための包装材料

#### (2) 材料・部品への適用範囲

1. ヤンマーグループ各社が設計・製造する製品に使用する部品・材料、その他の物品
2. ヤンマーグループ各社が設計・製造して販売する部品・材料、その他の物品(補要品のこと)
3. 第三者から設計・製造の委託を受けた製品に使用する部品・材料、その他の物品(但し、当該第三者から指定された部品、材料を除く)
4. 生産工場の建屋、設備、装置、金型、治工具などの部品及び材料
5. 2.1(1)に示す製品に付随する物品
  1. 副資材等の構成材料(テープ、はんだ、接着剤、シール剤)
  2. 取扱説明書、保証書、製品に同梱されるその他の印刷物
  3. 補修用サービス部品
  4. 部品納入者が輸送・保護に用いる包装材(部品に直接接触しても対象物質が部品に付着・混入する恐れのないリターナブルの包装等は除く)

#### (3) 適用除外

1. 研究・開発で使用する環境負荷物質(但し、製品化される場合は除く)
2. ヤンマーで定めている自主規制物質において EU RoHS 指令、EU ELV 指令で摘要除外となっている用途。

## 2.2 グリーン調達の基準

グリーン調達に関しては

- 取引先の選定基準
- 資材の選定基準

の二つの選定基準を設けています。

### (1) 取引先の選定基準

取引先の選定に当たっては、品質、価格、納期などに加え、環境マネジメントシステムを構築して環境保全活動に意欲的に取り組んでいる取引先との取引を優先します。なお、選定に当たっての情報は、ヤンマーグループ内のみで使用し、外部に公表することはありません。

1. 製品に含まれる環境負荷物質に関する不使用保証書の提出
2. 環境負荷物質含有データの提示
3. 環境負荷物質管理システムの構築

環境負荷物質管理システムをISO9001もしくはISO14001あるいは類似の環境管理システムで構築、運用していること。

4. 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

1. ISO14001の認証もしくは類似のEMSで環境保全活動を実施していること。
2. 環境保全活動に関する企業理念・方針を有し、全部門・全従業員に周知すると共に、一般の人にも開示していること。
3. 環境保全活動を推進する組織および環境管理計画を有すること。
4. 法規制や製品アセスメントおよび環境側面を評価・管理システムを構築して改善を進めていること。
5. 環境保全に関する教育・啓蒙を従業員および関連する業務従事者に対して行っていること。
6. 省資源・省エネルギー、物流合理化に取り組んでいること。

### (2) 資材の選定基準

資材の選定に当たっては、必要な品質・機能・経済性・合理性にに加え、以下の環境負荷低減に関する諸項目を満たしている資材を採用します。

1. 再生資源、エネルギーに関する法律・条例に適合していること。
2. ヤンマーグループの「環境負荷物質の使用規制」に定めている使用禁止物質を含有していないこと。
3. ヤンマーグループの「環境負荷物質の使用規制」に定めている環境負荷物質の含有量が把握されていること。
4. 使用に当り、環境負荷物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境負荷が低いこと。
5. 再生資源・部品の使用や小型化等により、省資源化や省エネルギー化が図られていること。
6. リサイクル設計がなされていること。
7. 資材に関する環境情報を開示していること。
8. 梱包材等についても省資源・リサイクル・減量化および環境負荷物質の含有低減がなされていること。

## 2.3 環境負荷物質の使用規制

資材に以下の物質を使用することを禁止します。また、各国の法律、条令及びその他法令の要求事項は、以下の物質に関わらず、優先して遵守するものとします。

### (1) 法規制による使用禁止物質

日本や各国の法律、または日本が批准すべき条約等で規制される物質のこと。

### (2) 自主規制による使用禁止物質

ヤンマーグループ商品に直接関係しない法令等で規制される場合でも、社会情勢・業界動向等から使用禁止が望ましいと判断される物質のこと。

### (3) 使用管理物質

法令等において管理や量把握を求められている物質をヤンマー管理物質として適正に管理していきます。

## 3. 改訂来歴

制定(初版):2003年4月

改訂(第2版):2006年12月

改訂(第3版):2010年7月

改訂(第4版):2011年7月

改訂(第5版):2012年7月

環境負荷物質改定(第5.11版):2012年7月

環境負荷物質改定(第5.20版):2013年3月

環境負荷物質改定(第5.21版):2013年10月

環境負荷物質改定(第5.30版):2014年5月

環境負荷物質改定(第5.31版):2015年3月

環境負荷物質改定(第5.40版):2016年3月

環境負荷物質改定(第5.50版):2016年9月

環境負荷物質改定(第5.51版):2017年3月

### ・添付資料

付表1:ヤンマーが定める環境負荷物質を規定する法令等 5.51版

付表2:ヤンマーが定める自主規制物質群 5.50版

付表3:EU RoHS指令の摘要除外用途 5.40版

付表4:EU ELV指令の摘要除外用途 5.11版

付表5:ヤンマーが定める環境負荷物質群 5.51版

付表6:ヤンマー環境負荷物質調査対象物質群(2016年度) 5.51版

注)これらの表は 2017 年 3 月 1 日現在のもので法令等に変更があった場合は最新の法令に従います。また付表 5 は量が多いので印刷せずにファイルのままお使いください。